

「土浦市空き家等の適正管理に関する条例」の全部改正に係る
パブリック・コメントの実施について

土浦市では、空き家等対策を法律に基づき総合的に推進するため「土浦市空き家等の適正管理に関する条例」の全部改正を予定しています。

そこで、土浦市パブリック・コメント手続きに関する要綱に基づき、皆さんからの意見を募集いたします。

1 条例改正の趣旨 （※ここの部分は、意見募集の対象ではありません。）

「土浦市空き家等の適正管理に関する条例」（以下「条例」といいます。）は、空き家等が管理不全な状態となることを防止することにより、安全で安心な生活を確保するとともに良好な住環境の保全を図ることを目的として、平成 26 年 4 月 1 日に施行されました。

その後、国において、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」といいます。）が成立し、平成 27 年 5 月 26 日に完全施行されました。この法には、従来条例に規定していた内容も盛り込まれたため、法と条例との整合を図るとともに、本市が今後、総合的に空き家等対策に取り組んで行くことから、条例改正を行おうとするものです。

なお、従来条例で規定していた、「空き家等の実態調査」、管理不全な状態の空き家等に対する「助言及び指導」や「勧告」、「命令」などの自治事務は、すべて法に基づき行うこととなるため、条例からは削除します。

2 意見募集期間 平成 29 年 6 月 15 日（木）から 7 月 5 日（水）まで 21 日間（必着）

3 公表内容 「土浦市空き家等の適正管理に関する条例」の全部改正に係る趣旨説明書 ※別添のとおり

4 公表場所等 ・生活安全課、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館での閲覧
・市ホームページへの掲載

5 意見を提出できる方

- (1) 市内に居住または市内に通勤・通学する方
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体の方

6 意見の提出方法

意見等は、指定様式（必ず氏名、住所、連絡先等を記入のこと）を用いて、市民生活部生活安全課に直接持参または郵送、ファックス、電子メールによるいずれかの方法で提出してください。（電話・口頭は不可）

- (1) 郵送送付先 〒300-8686 土浦市大和町 9-1
土浦市市民生活部生活安全課空家対策係 宛て
- (2) ファックス送付先 029-826-1214
- (3) 電子メールアドレス bohan@city.tsuchiura.lg.jp